

[令和7年9月30日制定、令和8年3月11日施行]

《188～190 号》『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則第2条に規定する取扱要領』新設

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則第2条に規定する取扱要領

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）第2条第1項に規定する取扱要領を定める。

I. 細則第2条第1項第1号及び第2号について

1. 会員等からの申出

会員等は、役員又は使用人が、細則第2条第1項第1号又は第2号に該当する者として外務員の登録を受けようとするときは、あらかじめ当該役員又は使用人の氏名、年齢及び略歴を記載した書面に、業務経験を証明する書類を添付して申し出るものとする。

2. 本会の認定

本会は、会員等の申出を審査し、書面に記載された役員又は使用人について、細則第2条第1項第1号又は第2号に該当すると確認できたときは、当該会員等に対し、当該役員又は使用人について外務員の登録を認める旨を書面により通知するものとする。

この審査のため必要があると認めるときは、当該会員等に対して説明及び資料の提出を求めることができる。

また、本会は、役員又は使用人の業務経験の態様等を勘案し、会員等に対して、当該役員又は使用人について外務員資格試験等規則に規定する外務員資格認定講習を受講及び修了させるよう求めることができる。

II. 細則第2条第1項第3号について

1. 会員等からの申出

会員等は、細則第2条第1項第3号に規定する社内研修の受講を修了した役員又は使用人に外務員の登録又は登録の更新を受けさせようとするときは、あらかじめ次に定める事項を満たした社内研修を構築し、その内容を記載した書面に、必要な書類を添付して申し出るものとする。

2. 細則第2条第1項第3号イに規定する社内研修

(1) 研修内容

研修は、①商品先物市場に係る知識、②商品先物取引法令・諸規則に係る知識、③自社で取り扱う商品デリバティブ取引に係る知識について行うものとする。

(2) テキスト

本会で提供するテキストの内容を盛り込んだものとする。

(3) 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員等において設定するものとする。

(4) 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、実施する会員等において研修終了後に理解度確認テストを実施し、その合格をもって修了とする。

理解度確認テストの実施要領については、実施する会員等が定めることとするが、10問以上の出題と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

(5) 研修時間

研修時間は、上記の(1)及び(4)の記載内容に鑑み、研修内容の学習に十分な時間を設定することが望ましい。

(6) 研修の実施責任者

研修の実施にあたっては、実施する会員等において研修に係る責任者を定めるものとする。

3. 細則第2条第1項第3号ロ及びハに規定する社内研修

(1) 研修内容

研修は、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的とし、①商品先物取引法令・諸規則に係る知識、②商品先物取引に関する専門知識、③商業倫理について行うものとする。

(2) 研修資料

本会が実施する登録更新講習の内容を盛り込んだものとする。

(3) 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員等において設定するものとする。

(4) 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、最低2時間の講習時間又は閲読時間を確保し、当該時間内に理解度確認テストを実施し、その合格をもって修了とする。理解度確認テストの実施要領については、実施する会員等が定めることとするが、12問以上の出題と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

(5) 研修の実施責任者

研修の実施にあたっては、実施する会員等において研修に係る責任者を定めるものとする。

4. 本会の認定及び本会への報告等

本会は、会員等の申出を審査し、書面に記載された社内研修が認定を受ける内容であると確認できたときは、当該会員等に対し、社内研修の受講を修了した役員又は使用人について外務員の登録を認める旨を書面により通知するものとする。

この審査のため必要があると認めるときは、当該会員等に対して説明及び資料の提出を求めることができる。

研修を実施した会員等は、その研修内容等について本会から求めがあったときは、これに応じなければならない。

附 則

この取扱要領は、制定した日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。

（注1）附則の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

（注2）この取扱要領の施行により、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領は廃止された。